

## 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構中期目標

郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号。以下「民営化法」という。）の施行により、日本郵政公社（以下「公社」という。）は解散し、承継会社等にその機能が承継されることとなった。

郵政民営化は、内外の社会経済情勢の変化に即応し、公社に代わる新たな体制の確立等により、経営の自主性、創造性及び効率性を高めるとともに公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上及び資金のより自由な運用を通じた経済の活性化を図るため、地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、公社が有する機能を分割し、それぞれの機能を引き継ぐ組織を株式会社とするとともに、当該株式会社の業務と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われるものである。

国は、郵政民営化の基本理念にのっとり、郵政民営化に関する施策を確実かつ円滑に実施する責務を有するものであり、公社を承継する組織は、郵政民営化に関する施策が確実かつ円滑に実施されるよう必要な取組を行う責務を有するものとされている。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）は、公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的としている。

この目的を果たすため、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定に基づき、機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を以下のとおり定める。

### 第 1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成 19 年 10 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 4 年 6 月間とする。

### 第 2 業務運営の効率化に関する事項

#### 1 組織運営の効率化に関する事項

機構設立後においては、効率的な業務運営が行われるよう組織を整備するとともに、業務や組織の在り方について継続的に点検を行い、機動的に見直しを実施すること。

## 2 業務経費の削減に関する事項

公社から承継する郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行する中で、可能な限り業務の効率化を進めること。具体的には、機構の一般管理費及び業務経費の合計（業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金及び訴訟に係る経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において、平成 19 年度の当該経費相当額を標準的な年間当たり経費に換算した額の 96% 以下とすること。

また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）に基づき、平成 22 年度まで、国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行うこと。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続すること。

## 第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1 資産の確実かつ安定的な運用

公社から承継する郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、郵便貯金資産及び簡易生命保険資産について確実かつ安定的な運用を行うよう努めること。また、再保険先において確実かつ安定的な運用が行われるようその状況を把握すること。

### 2 提供するサービスの質の確保

郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先に、委託した業務について、委託先が実施する銀行業務及び生命保険業務を行う場合はこれと同等以上の質を確保することを求めるとともに、業務の実施状況を常に監督すること。

郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の再委託先にも、再委託された業務について、再委託先が銀行業の代理業務及び生命保険契約の維持・管理業務を行う場合はこれと同等以上の質を確保することを委託先を通じて求めるとともに、業務の実施状況を常に監督すること。

委託先の監督にあたっては、特に以下の点に留意すること。

- (1) 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の提供場所及び提供時間について、利用者の利便の確保に配慮したものとなるよう努めること。
- (2) 預金者、契約者等の利便を図るために特に迅速な処理が必要な手続について標準処理期間を設定し、その期間内に案件の 9 割以上を処理すること。

### 3 業務の実施状況の継続的な分析

郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の実施状況を継続的に分析し、郵政民営化以前に公社が行っていた郵便貯金業務及び簡易生命保険業務と比較し、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上に努めること。

#### **4 照会等に対する対応**

預金者、契約者等からの照会等に対し迅速かつ的確に対応するとともに、委託先、再委託先においても同様の対応が確保されるよう努めること。

#### **5 情報の公表等**

公社から承継する郵便貯金及び簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれらに係る債務の確実な履行について、その透明性を高め、利用者の理解を深めるため、業務及び組織その他経営内容に関する情報を公表すること。

公表する情報の範囲は、取扱営業所の数や業務の内容等、公社が郵便貯金業務及び簡易生命保険業務について行っていた範囲を基本とし、上述の目的を達成するために必要なものを含むこと。

公表にあたっては、ホームページを活用した情報提供を行うこと。情報提供に当たっては、充実した情報を利用者に分かりやすく、迅速に提供することに努めること。

#### **6 預金者等への周知**

郵便貯金管理業務について、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を適時に把握し、郵便貯金の預金者にその状況を周知することにより、郵便貯金に係る債務の履行の確保・促進を図ること。

簡易生命保険管理業務について、支払義務が発生した保険金等の残存状況を適時に把握し、簡易生命保険の契約者等にその状況を周知することにより、簡易生命保険に係る債務の履行の確保・促進を図ること。

### **第4 財務内容の改善に関する事項**

「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

### **第5 その他業務運営に関する重要事項**

#### **1 適切な労働環境の確保**

職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するとともに、適材適所の人事配置を行うこと。また、メンタルヘルス、人権等の労務課題への適切な対応を

図ること。

## 2 機構の保有する個人情報の保護

機構は、保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努めること。

郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう監督を行うこと。また、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の再委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう委託先を通じて監督を行うこと。

## 3 災害等の不測の事態の発生への対処

災害等の不測の事態が発生した場合においても、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務を適切に実行できるように、リスク管理体制の構築を図ること。

また、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう監督を行うこと。また、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の再委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう委託先を通じて監督を行うこと。

## 4 その他

業務の運営に当たって、環境保全の観点から環境に与える影響に配慮し、適切な対応を図るよう努めること。